

諸外国の刑事裁判の平均審理期間

	平均審理期間	備 考 (特 記 事 項)
日 本	3. 3月 自白 2. 8月 否認 9. 7月	地方裁判所 (平成13年既済事件)
アメリカ	6. 0月 陪審 11. 1月	起訴状が裁判所に提出されてから最終処分 (判決, 公訴棄却) までの連邦地方裁判所の中位数 (2000・10~2001・9) 注) 有罪答弁をしなかった場合のうち, 陪審裁判であった場合を意味する。
イギリス (イングランド, ウェールズ)	3. 3月 (14. 2週) 有罪答弁 2. 5月 (10. 8週) 無罪答弁 4. 5月 (19. 6週)	事件の送付手続から公判開始までの平均期間 (2000)
ド イ ツ	6. 2月	起訴から終局 (判決, 手続打切等) までの地方裁判所における平均審理期間 (2000)

出典
 アメリカ 合衆国裁判所事務総局発行の司法統計年報
 イギリス 大法官府発行の司法統計年報
 ドイツ 連邦統計局発行の司法統計

(注)
 各国の刑事手続は異なるので, 平均審理期間は日本のそれとは必ずしも同一概念ではない。